

令和2年2月 26 日
記者発表資料

新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センターの設置について

新型コロナウイルス感染症の対策強化として、感染の疑いのある県民の方が 24 時間相談できるよう、新たに、県庁内に「帰国者・接触者相談センター」を設置することとしましたので、お知らせします。

1 平日夜間及び休日の帰国者・接触者相談センターの設置について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の疑い例について電話相談を受け、医療機関への受診を調整します。

(2) 開設日

令和2年3月1日(日曜日) 9時から

(3) 電話番号

045-285-1015

(4) 受付時間

平日夜間(17 時 15 分から翌朝8時 30 分まで)及び休日(24 時間対応)

2 平日昼間の帰国者・接触者相談センターについて

平日昼間(8時 30 分から 17 時 15 分まで)においては、各保健福祉事務所・センター設置の「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

※ 県内の保健福祉事務所の問合せ先についてはこちらを参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/support.html>

3 その他

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に関しては、「神奈川県新型コロナウイルス専用ダイヤル」にて受け付けています。

(1) 電話番号

045-285-0536

(2) 受付時間

平日休日(9時から 21 時まで)

(3) その他

ファクシミリ、お問い合わせフォームでの問合せも受け付けております。

ファクシミリ:045-633-3770

お問い合わせフォーム:

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=SF1369>

問合せ先

神奈川県健康医療局総務室

管理担当課長 下山田 電話 045-210-4611

総務グループ 齋藤 電話 045-210-4618